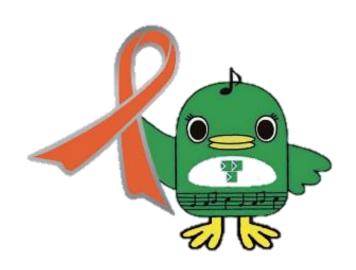
習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針



智志野市 令和3年5月1日

習志野市児童虐待防止に伴う通告及び安全確認等への対応指針

子どもは社会の希望であり、次の世代を担うかけがえのない存在です。

しかし、近年、児童虐待が社会問題となり、子どもの命の尊厳を脅かすとともに、子 どもの心身の発達や人格の形成に重大な悪影響を及ぼしています。

児童虐待は、核家族化に伴う育児の孤立、親自身の生い立ち、家庭環境、経済的問題 等による心理的要因と社会的要因が複雑に絡み合って生じると言われています。

こうした児童虐待は、特別な親子だけでなく、どのような親子にも起こる可能性があります。

また、児童虐待は、家庭という密室で行われるため、これを発見するには困難が伴います。

児童虐待から子どもを守るためには、虐待の早期発見及び適切な対応を図るとともに 虐待の未然防止に向けた取り組みとして、子どもの安全の確認を行うことが重要となり ます。

本指針は、職員が、子どもの安全と安心を守るため、児童虐待防止のための取り組みの中で特に通告と安全確認等について定めるものです。

第1章 総則

1. 目的

この指針は、児童虐待を防止するため、早期発見、適切な対応及び安全の確認が困難な子どもへの対応に関する基本的事項を定めることにより、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

2. 定義

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいいます。
- (2) 乳児 満1歳に満たない者をいいます。
- (3) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいいます。
- (4) 児童虐待 親又は親に代わる保護者が、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を阻害する子どもの権利を侵害する行為をいいます。
- (5)関係機関等 児童相談所、学校、保育所、病院、警察署、市の機関その他子ども の福祉に業務上関係のある団体及び民生委員・児童委員、教職員、医師、歯科医 師、警察官、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいいます。
- (6) 職員 市の機関(公立学校の教職員を含む。)の職員をいいます。

3. 本市の児童虐待防止への取り組み

(1) 要保護児童対策地域協議会の取り組み

本市は、「要保護児童対策地域協議会(ならしのこどもを守る地域ネットワーク)」(以下「要対協」という。)を設置し、児童虐待を受けた、または児童虐待を受けたと思われる子ども及びその保護者や、出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に関する情報を共有し、役割分担を行い、児童虐待の防止及び切れ目のない支援を行っています。

要対協は、子育て支援課子ども家庭総合支援係(以下「子ども家庭総合支援係」という。)が調整機関となり、児童相談所や警察などの関係機関をはじめ学校や保育所などの子どもが所属する機関、民生委員・児童委員等の地域で子どもに関わる団体及び市の関係部署で組織し、定期的に情報を共有・検討し、今後の支援及び援助方針等を協議し、児童虐待防止に取り組んでいます。

(2)子ども家庭総合支援係の役割

子ども家庭総合支援係は、児童虐待の相談や通告等に対し、支援・対応を図るとともに、地域を基盤とした総合的かつ包括的な相談援助の機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行っています。

4. 基本方針

(1)職員の対応

職員は、児童虐待防止のため、児童虐待の兆候をいち早く捉え、速やかに子ども家庭 総合支援係又は児童相談所に通告又は相談します。

(2) 子ども家庭総合支援係の対応

①安全確認の優先

子どもの安全確認は、子どもの最善の利益のために全ての児童相談・支援において最優先とします。

②迅速な対応、リスクの的確な判断

虐待への対応は、猶予を許さないことを認識し、初動を速やかに行い、緊急度やリスクの判断は、児童相談所と共通のアセスメントシートを使用するなどの客観的な指標を活用して評価を行います。

③組織的な対応

虐待の通告があった場合、市は緊急受理会議を開き、調査方法やリスクの判断、安全確認の手順などを決定します。また、虐待への対応は複数の職員で行い、関係機関等と連携して迅速かつ適切に組織的に実施します。

(3) 見守り及び安全確認を行う部署の設定

安全確認が困難な子どもに対しては、必要な支援を実施するため、見守り及び安全確認を行う部署を設定します。

第2章 通告等への対応

全ての国民が、児童虐待を受けたと疑われる子どもを発見した場合は、通告する義務 を負うと児童福祉法で定められています。また、同時に通告が個人情報の守秘義務に違 反しないこと等通告する側への配慮も規定されています。

本章では、職員が、児童虐待防止のため、子どもたちを見守り、虐待が疑われた場合は迷わず、通告するとともに、子ども家庭総合支援係が迅速かつ適切な対応を行うことを規定しています。

1. 職員及び関係機関等による連絡、通告等

(1)相談への対応

育児で悩んでいる等の相談を市民から受けた職員は、子ども家庭総合支援係に連絡を 行うものとします。

(2) 児童虐待への対応

児童虐待が疑われる事実を発見した職員及び児童虐待の相談等を市民から受けた職員は、速やかに子ども家庭総合支援係に通告又は連絡を行うか、夜間・休日や緊急性の伴う場合は、児童相談所に通告を行います。

なお、子どもの生命に関わるなどの緊急性があると判断した場合は、警察に通報します。

また、関係機関等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めるものとします。

2. 通告の受理時において留意すべき事項

子ども家庭総合支援係は、児童虐待の通告を受理する場合、通告者を特定させる情報 を漏らしてはならず、守秘義務の遵守を十分配慮して対応します。

通告者からは、丁寧にできる限りの情報提供をしてもらえるよう対応します。

3. 緊急受理会議の開催

子ども家庭総合支援係は、通告受理後、「速やかに複数の職員で」受理会議を開催し、 緊急度や重篤度の判断をするとともに初期調査及び安全確認の手順等を協議します。

4. 初期調査

子ども家庭総合支援係は、基本情報に加えて不明な情報を明らかにするため、関係機関等に対して初期調査を実施します。

5. 子どもの安全確認

(1) 安全確認の実施

子ども家庭総合支援係は、児童虐待の通告の受理時から原則として48時間以内に複数の職員で安全確認を行います。

(2) 安全確認の方法

安全確認の方法は、直接目視によって行うことを基本とし、関係機関等に安全確認を依頼する場合も直接目視を依頼します。

- (3) 安全確認ができなかった場合の対応
- ①緊急度やリスクが高いと判断した場合

通告受理後、安全確認ができず、かつ、緊急度やリスクが高いと判断した場合は児童相談所に送致するとともに子どもの生命に関わるなど緊急性があると判断される場合は警察に通報します。

② ①以外の場合

安全確認について48時間以内に直接目視の対応ができなかった場合は、その理由等 について「要対協」の会議において報告します。

第3章 安全の確認が困難な子どもへの対応

子育て世帯が乳幼児健康診査等未受診であったり、長期欠席が続いたりするからといって、必ずしも児童虐待が関連しているということはありませんが、その中にも児童虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持って対応にあたる必要があります。

本章では、安全の確認が困難な子どもに対し、必要な支援を実施するため、対応する 部署を設定し、見守り及び安全確認の方法を定めるとともに、ひいては、児童虐待の未 然防止及び早期発見につながるよう努めるものとします。

1. 見守り及び安全確認を統括する部署の設定及びそれ以外の措置

- (1)安全の確認が困難な乳幼児健康診査等未受診者及び長期欠席者に対し、安全の確認を実施するため見守り・安全確認統括部署(以下「統括部署」という。)を定めます。
- (2) 市立小学校・中学校・習志野高等学校は教育委員会学校教育部指導課(以下「指導課」という。)が、市立保育所・幼稚園・こども園はこども部こども保育課(以下「こども保育課」という。)が、所属のない乳幼児は健康福祉部健康支援課(以下「健康支援課」という。)が統括します。

- (3) 統括部署は、安全が確認できない子どもについてそれぞれのガイドライン(別紙1、2、3) に則り、安全の確認を行うとともに、安全が確認できず、児童虐待が疑われると判断した場合は速やかに子ども家庭総合支援係に報告します。
- (4) 市立以外の保育所・幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校等は、所属する子どもについて安全が確認できず、児童虐待が疑われると判断した場合、各施設が、速やかに、直接、子ども家庭総合支援係に報告します。
- (5)子ども家庭総合支援係は、所属のない乳幼児のうち、4歳を超えた子どもについて、健康支援課と協議を行い、児童虐待が疑われると判断した場合、定期的に安全確認を行います。
- (6)子ども家庭総合支援係は、就学前の子どもが市立保育所・幼稚園・こども園を退所・退園した場合、こども保育課と協議を行い、児童虐待が疑われると判断した場合、 定期的に安全確認を行います。
- (7)子ども家庭総合支援係は、中学校を卒業し、高等学校に通っていない18歳未満の子どもの安全確認について指導課と中学校当時の状況等の調査を行い、児童虐待が疑われると判断した場合、定期的に安全確認を行います。
- (8) 上記、安全確認等について関係機関等に要請をする場合があります。
- (9)年齢及び所属毎の安全確認等について対応する部署は、別紙4のとおりとします。
- 2. 要対協に登録されている乳幼児健康診査等未受診者への対応

健康支援課は、乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問・母子保健推進員の訪問)、乳幼児健康診査・健康相談、予防接種等の乳幼児を対象とする母子保健サービスを受けず、電話、文書による勧奨、家庭訪問等を実施したにも関わらず目視による確認ができない場合は、速やかに子ども家庭総合支援係に連絡します。

- 3. 要対協に登録されている所属機関に属する子どもへの対応
- (1) 定期的な情報提供

学校等において要対協に登録されている子どもの状況について各学校等から1か月 に1回子ども家庭総合支援係に報告します。

(2) 7日以上連続して欠席した場合

要対協に登録されている子どもについては、「定期的な情報提供」によらず速やかに子ども家庭総合支援係に連絡します。

第4章 総括

1. 通告及び安全確認等の流れ

通告及び安全確認等への流れは別紙5のとおりとします。

2. 情報共有と今後の措置

統括部署と子ども家庭総合支援係は安全確認が困難な子どもに対し、時期を設定し、 現状や今後の措置等について協議を行います。

<乳幼児健康診査等未受診者への対応>

健康支援課

〇初期対応

- ・合理的な理由がなく、4か月児健康相談までに保健事業・予防接種事業・未熟児養育 医療等で面接できなかった場合は、子ども家庭総合支援係に速やかに連絡し情報収集 を図る。
- ・継続して支援していない幼児で1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を対象月の2 か月後までに受診しない場合は、受診可能な期間(1歳6か月児健康診査は2歳未満、 3歳児健康診査は3歳未満)まで、電話・手紙による受診勧奨を図る。



- 〇継続して1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等で目視による確認ができない場合
- ・電話・手紙による連絡のほか、予防接種実施状況、立ち寄り訪問や居住環境の確認を し、安全確認及び支援を推進していく。また、転入者の場合には、前住所地の母子保 健所管課に照会する。

【全体の対応】

状況の確認ができない場合は、子ども家庭総合支援係・こども保育課・ ひまわり発達相談センターに照会し、把握状況を確認する。

【要対協登録者への対応】

状況の確認ができない場合は速やかに情報提供を図るとともに、子ども家庭総合支援 係と連携して情報収集に努める。 <長期欠席未就学児への対応>(市立保育所・幼稚園・こども園における対応)

こども保育課

〇初期対応

- ・連絡のない欠席や、連絡があっても5日以上休みが続いている場合は子どもの状況の 確認を行う。
- 状況の確認は目視を基本とするが、病欠や理由のある欠席の場合は電話で確認する。



○継続して欠席の場合

・電話連絡の他、家庭訪問等子どもの状況を目視で確認できるよう継続して安全確認及 び支援を推進していく。

【全体の対応】

状況の確認ができない際は、こども保育課及び子ども家庭総合支援係に速やかに連絡 し、訪問確認を依頼するなど連携を図る。

【要対協登録者への対応】

定期的な情報提供をしているケースに関しては、連続して7日以上欠席の場合は速や かに情報提供をすること(入院や不登校等、状況把握ができている場合を除く)。 <長期欠席不登校児童・生徒への対応>(市立小・中高等学校における対応)

指 導 課

〇初期対応

・連絡がなく学校を欠席した児童生徒については、1日目から保護者と連絡を取り、 状況把握をする。

連絡があった場合についても欠席が続くようであれば、保護者と連絡を取り(可能であれば家庭訪問)、本人や家庭の状況について把握する。



○継続して欠席の場合

・学校は、子ども家庭総合支援係と連携を図り、長期欠席・不登校児童生徒の安全確認及び支援を推進していく。

【全体の対応】

長期欠席・不登校児童・生徒の現状については、校内で定期的に情報共有を図り、 欠席日数・支援と面会の状況については、指導課に毎月報告をする。

【要対協登録者への対応】

定期的な情報提供をしているケースに関しては、連続して7日以上欠席の場合は速 やかに情報提供をすること(入院や不登校等、状況把握ができている場合を除く)。

年齢及び所属毎の安全確認等について

年齢	学年	学校	所属及び担当課
0			
1			健康診査等→健康支援課 市立の保育所・こども園⇒こども保育課 市立以外の保育所・こども園⇒子育て支援課
2			
3			健康診査等→健康支援課 市立の保育所・こども園→こども保育課 市立以外の保育所・こども園・幼稚園→子育て支援課
4		ーーー 市立の保育所・こども園・幼稚園⇒こども保育課 市立以外の保育所・こども園・幼稚園及び健康診査未受診等後の所属のない・	
5			市立以外の保育所・こども園・幼稚園及び健康診査未受診等後の所属のない子ども ⇒子育て支援課
6	小1	小学校 中学校	市立の小学校・中学校→指導課 市立以外の小学校・中学校等→子育て支援課
7	小2		
8	小3		
9	小4		
10	小5		
11	小6		
12	中1		
13	中2		
14	中3		
15	高1		市立の高等学校⇒指導課 市立以外の高等学校等及び中学校卒業後所属のない子ども⇒子育て支援課
16	高2		
17 18	—— " 高3	•	

通告及び安全確認等の流れ

